

令和7年度
前期選抜募集要項
福島県立小高産業技術高等学校

〒979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平 78 番地
電話 (0244) 44 - 3141 (代) FAX (0244) 44-6687

本校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

本校の通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第1条により県下一円とする。

1 アドミッション・ポリシー

- ・工業や商業の各専門分野の学習に興味・関心があり、入学後の具体的な目標を持った生徒。
- ・専門科目の知識・技術の習得や資格取得に意欲的に取り組み、将来、地域産業の中核となり地域復興・発展を担う意欲のある生徒。
- ・高校生活に明確な目標を持ち、学習活動以外にも、生徒会や部活動、地域のボランティア活動等に意欲的に取り組む生徒。

2 募集定員

大学科	小 学 科		募集定員	特色選抜
				募集定員枠
工業科	機 械 科		40名	40%程度
	電 気 科		40名	40%程度
	産業革新科	環境化学コース	20名	40%程度
		電子制御コース	20名	40%程度
商業科	産業革新科	ビジネスパイオニアコース	40名	40%程度

一般選抜の定員枠は、各科・コースの募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科（コースも含む。）についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校における 1 学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、第一志望と異なる大学科の第二志望は認めない。ただし、工業科における小学科間、小学科とコース又はコース間において第二志望までの併願を認める。

6 出願期間

令和 7 年 2 月 4 日(火)から 2 月 7 日(金)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形 3 号の封筒に志願者の住所、氏名を記入の上、簡易書留として 460 円分の切手を貼付したもの）を同封の上、令和 7 年 2 月 7 日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一 1 号の 1 により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和 7 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通 1 号）

ただし、平成 31 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和 7 年 2 月 14 日(金)から 2 月 17 日(月)までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 特色選抜志願理由書（様式前期 2 号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（様式統一 1 号の 2 により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一 1 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（様式前期 2 号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）

- ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「3 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。
 - (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出できる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出できる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、460円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。
郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

9 県外からの出願

県外からの志願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域（福島県下一円）に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に該当する場合は、保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」（様式共通10号）を提出する。

10 願書受付

- (1) 本校において出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願の特例措置

県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要項の「9 県外からの出願」を準用する。

14 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに実技（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

志願してほしい生徒像

本校では、これからの産業界で必要とされる確かな知識や技術、豊かな人間性を身に付けた地域社会に貢献できる人材を育成することを目標としており、次のような生徒を求めている。

A型（専門教育に対する意欲）

各学科の特色について理解し、志願してほしい生徒像に合致する者

B型（部活動）

各学科の特色について理解し、中学校の特設を含む運動部や地域クラブ活動等で顕著な実績又は高い能力を有し、入学後も部活動を継続しながら学習との両立を目指す者

大学科 小学科	志願してほしい生徒像
工業科 機械科	①機械の構造や操作に興味・関心があり、専門的な知識や技術を意欲的に学び、機械系の職業や進学を希望している者 ②ボイラー取扱技能講習やガス溶接技能講習などの本科で推奨する資格取得に積極的に取り組むことができる者
工業科 電気科	①電気エネルギーに興味・関心があり、専門的な知識や技術を意欲的に学び、電気系の職業や進学を希望している者 ②第一種・第二種電気工事士の資格を取得し、電気工事士を目指す者
工業科 産業革新科 環境化学コース	①化学技術や環境問題に興味・関心があり、専門的な知識や技術を意欲的に学び、化学系の職業や進学を希望している者 ②危険物取扱者などの本科で推奨する資格取得に積極的に取り組むことができる者
工業科 産業革新科 電子制御コース	①ロボット技術に興味・関心があり、電子制御やプログラミング技術を意欲的に学び、制御系の職業や進学を希望している者 ②工事担任者、第二種電気工事士などの本科で推奨する資格取得に積極的に取り組むことができる者

商業科 産業革新科 ビジネス パイオニアコース	①新しいビジネス分野に興味・関心があり、ビジネスに関する職業や進学を希望している者 ②マーケティング・ICT・会計などの学習を通して、各種資格取得や専門的な知識・技術の習得を目指し、主体的に学業に取り組むことができる者
----------------------------------	--

《B型（部活動）の対象となる部活動》

陸上競技部（男・女）、バレーボール部（男）、野球部（男）、サッカー部（男）、バスケットボール部（男）

学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

合計250点満点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

特色選抜志願理由書

本校・当該学科を志願する動機や理由、高校生活で特に学びたいことや部活動、将来への抱負について本人が記入する。

調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を2倍とし、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は合わせて55点満点とし、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などについても評価する。

合計250点満点とする。

特色面接

A型 個人面接を実施する。適性や本校で学ぶ意欲や専門教育に対する意欲を見る。30点満点とする。

B型 個人面接を実施する。部活動に対する活動意欲や本校で学ぶ意欲を見る。10点満点とする。

特色検査

A型 実施しない。

B型 実技を実施する。基本的な技術・技能を見る。20点満点とする。

選抜資料の満点

全体の満点は、530点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査

学力検査については、この要項に示した「14 選抜方法」の「(1) 特色選抜」**学力検査**①～③に定めるところによる。

調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などについても評価する。

合計250点満点とする。

一般面接

実施しない。

15 学力検査及び各種面接・特色検査の日程等及び持参物

(1) 学力検査の日程及び会場

① 期 日 **令和7年3月5日(水)**

- ② 日 程 8:10 ~ 8:25 受付
8:30 ~ 8:45 点呼・諸注意
9:00 ~ 15:10 学力検査
15:10 ~ 15:20 諸連絡

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③ 会 場 **福島県立小高産業技術高等学校**

④ 持ち物 受験票、上ばき、下足入れ、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
(ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。)

⑤ その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 特色面接・特色検査の日程及び会場

① 期 日 **令和7年3月6日(木)**

- ② 日 程 8:30 ~ 8:45 受付
8:45 ~ 8:50 点呼・諸注意
9:00 ~ 特色面接
特色面接後 特色検査（A型：なし B型：実技）

③ 会 場 **福島県立小高産業技術高等学校**

④ 持ち物

A型 受験票、上ばき、下足入れ

B型

全部活動（共通）	受験票、上ばき、下足入れ、 中学校指定運動着（トレーニングウェア可） 中学校体育館用シューズ（屋内用競技シューズ可） 防寒具（ウインドブレーカーなど）、タオル、飲み物などは必要に応じて持参する。
----------	--

※その他、各部が指定する準備物

部活動名	各部の準備物
陸上競技部	(共通の準備物のみ)
バレーボール部	サポーター
野球部	グローブ、バッティンググローブ、 屋外用運動シューズ (野球スパイク可)
サッカー部	ソックス、レガース、 屋外用運動シューズ (サッカースパイク可)
バスケットボール部	(共通の準備物のみ)

16 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 検査会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(様式共通 14 号)を令和 7 年 3 月 7 日(金)午後 4 時まで在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通 15 号)を交付する。

(4) 追検査等の日程及び会場は次のとおりとする。

① 期 日 令和 7 年 3 月 11 日(火)

② 日 程
学力検査

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- ③ 会 場 福島県立小高産業技術高等学校
 - ④ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 - ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- ※ 追検査等の日程は、追検査等の志願者数及び追検査等の学力検査の実施の有無等により、大きく変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

17 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（様式共通5号）を交付する。
- (3) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。提供日時は令和7年3月14日（金）合格者発表後から午後3時までとし、本校事務室で手交する。
提供を希望する中学校長は「中学校用合格者一覧の提供について（依頼）」（様式1）を本校校長へ提出する。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (5) 合否に関する電話での照会には一切応じない。

18 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式共通16号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式共通17号）を交付する。
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「16 追検査等の実施」の「（3）追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 入学者選抜に関するその他のことは、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。